

介護サービス情報公表

サービス利用者が介護サービス事業者を自ら選択、契約し、利用する制度が介護保険制度です。利用者がサービスの選択、利用する際に必要なサービスに関する情報を得るために、介護サービスの種類ごとにサービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。

公表される情報は、事業所が提供する介護サービス内容及び事業所の運営状況に関する情報のうち、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために公表することが必要な情報で、名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金など介護サービス事業所の報告内容がそのまま公表されます。

○公表の方法及び情報提供サイト

介護サービス情報公表システム

各都道府県内の介護サービス事業所の各種情報を検索できます。

[全国介護サービス情報公表サイト一覧](#)

